

防府市福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成29年1月30日制定

(趣旨)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき行う福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する「福祉有償運送」をいう。以下同じ。）の適正な運営の確保を通じ、市民の福祉の向上を図るため、福祉有償運送の必要性、これを行う場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、防府市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項（以下「協議事項」という。）を協議するものとする。

- (1) 法第79条に規定する福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項に規定する変更登録を含む。以下同じ。）を申請する場合における福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号に規定する合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、11人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が定める。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 市を営業区域に含む法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業若しくは同号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を行う事業者又は当該事業者で組織する団体に属する者の代表
- (3) 住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者の代表
- (4) 中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者
- (5) 法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車を運転

する者で組織する団体に属する者の代表

(6) 市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等に属する者の代表

- 2 前項各号に掲げる者のほか、市長又はその指名する者が運営上必要と認める者を委員として加えることができる。
- 3 第1項第2号から第6号までに掲げる委員については、やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ代理出席届（第1号様式）を提出し、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体の構成員に限る。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第1項に掲げる委員が、その職を有しなくなったときは、委員の職を失うものとする。

（協議会の運営）

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は、市長又はその指名する者を充て、副会長は、委員の中から会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
- 5 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 6 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 7 第3条第1項第6号の委員は、その属する特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送に関する協議事項の協議及び議決に加わることはできない。
- 8 会議の議決の方法は、全会一致を原則とする。ただし、意見の集約を行うことができない場合は、採決を行うことができることとし、出席した委員（ただし、第3条第1項第1号及び第4号の委員は、採決に加わらないことができる。）の4分の3以上をもって決する。
- 9 8の定めに関わらず、「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」（国時旅第145号平成18年9月15日）に定める「運営協議会の設置

及び運営に関するガイドライン」5. (5)運営協議会における地域公共交通確保のための検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。

10 委員は、地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行うよう努めるものとする。

11 会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取り扱い等に配慮し、必要に応じて非公開とすることができる。

(意見の聴取)

第5条 会長は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び意見の聴取のため会議に出席を求められた者は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議結果の取り扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 協議会において協議が調った場合には、申請者は、速やかに中国運輸局山口運輸支局へ登録の申請を行うものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、防府市健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月30日から施行する。

2 第3条第4項の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成31年7月31日までとする。

3 この要綱による最初の会議は、第4条第4項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

防府市福祉有償運送運営協議会

会長 様

団体名

住 所

代表者

代理出席届

防障第〇〇〇号により御案内いただきました防府市福祉有償運送運営協議会
について、下記の者を〇〇〇〇の代理出席者として届け出ます。

記

<代理出席者>

団体名

氏 名